

令和 7 年 8 月 29 日
福島行政監視行政相談センター

令和7年度行政相談月間の実施及び 行政相談委員総務大臣表彰受賞者のお知らせ等について

<行政相談月間について>

9月、10月の2か月間は、「行政相談月間」として、国民の皆様のお役に立つ行政相談をより知っていただき、利用していただけるよう、相談活動・広報活動に重点的に取り組む期間です。

この期間を中心に、福島県内の行政相談委員が県内132か所で相談所を開設します。

<行政相談委員総務大臣表彰について>

行政相談委員は、国民と行政の懸け橋として、国の行政に関する相談を受け付け、解決を促進しています。

総務省は、行政相談委員を永年務め、その業績が特に顕著で、他の模範と認められる方を総務大臣から表彰しています。

本年度、福島県からは2名の受賞が決定しました。

令和7年度の表彰式は、9月3日(水)に、京王プラザホテル(東京都)にて開催します。

1 行政相談委員による「行政相談所」の開設【別紙1】

2 行政相談委員総務大臣表彰 受賞者のお知らせ(県内2名)【別紙2】

3 令和6年度行政相談実績【別紙3】



総務省行政相談センター

まくみみ福島

お問合せ先 福島行政監視行政相談センター

別紙 1、2に関すること 行政監視行政相談課 佐々木、佐藤

別紙 3 に関すること 主任行政相談官 絹野

電 話：024-534-1101

(参 考)

行政相談とは？

地域住民の皆様から国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです（無料・秘密厳守）。

【相談例】

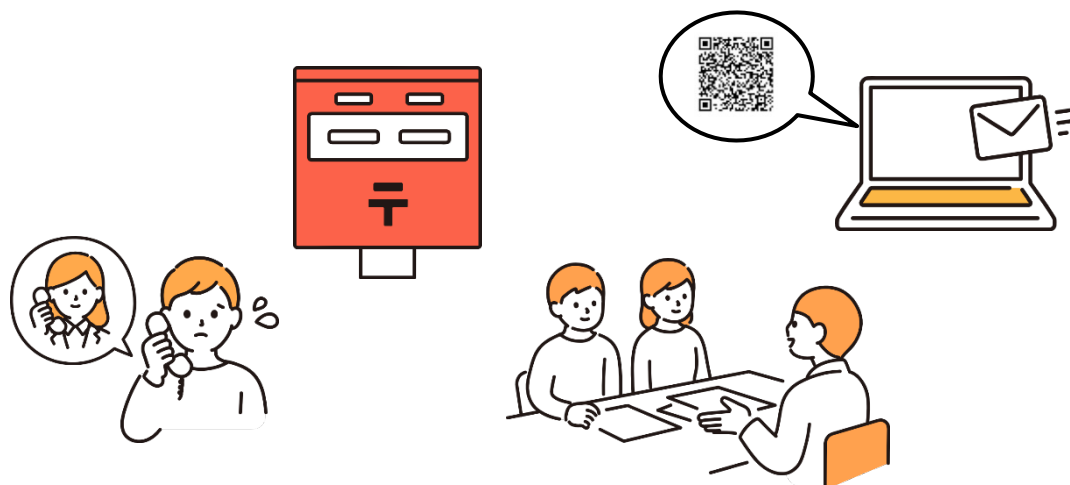
- ・ 国道に危険な箇所があるので、早く補修してほしい。
- ・ 道路の案内標識が分かりにくいので改善してほしい。
- ・ 手続や申請をどこにしたらよいか分からないので、教えてほしい。

行政相談委員とは？

- ・ 行政相談委員法に基づき総務大臣が委嘱する民間ボランティア（任期2年）。
- ・ 地域の方々から国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係機関への通知を行っています。
- ・ 各市町村に1人以上配置されています。
（全国で約5,000人、福島県内で114人（令和7年8月1日現在））

相談する方法は？

行政相談は、電話、対面、手紙、FAX、インターネットなどで受け付けています。



総務省行政相談センター

まぐみみ福島

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎3階

おこまりなら まるまるくじょーひゃくとおぼん

行政苦情110番 0570-090110